

(問い合わせ先)
令和4年12月27日
広島県農林水産局
担当者：向井
内線：3502
電話：082-513-3502

世羅町における高病原性鳥インフルエンザの 疑似患畜（県内3例目）の確認について（第1報）

令和4年12月27日
畜産課

12月26日、世羅郡世羅町の採卵鶏農場において、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ」が疑われた事例について、PCR検査の結果、H5亜型の遺伝子が確認され、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分及び通行遮断、移動制限区域の設定等、必要な防疫措置を開始することとしました。

1 農場の概要

- (1) 農場所在地 広島県世羅郡世羅町
- (2) 飼養状況 採卵鶏飼養農場 (規模 約12.7万羽)

2 経緯

- (1) 12月26日(月)13時30分頃、当該農場において、飼養鶏の異常が認められた旨、東部畜産事務所が通報を受け、農場立入検査を実施。
- (2) 同日、18時、畜産課職員(家畜防疫員)が当該農場において、鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、A型インフルエンザ陽性を確認。
- (3) 同日、19時10分に当該農場から西部畜産事務所へ検体を搬入し、遺伝子検査(PCR検査)を開始。
- (4) 当該遺伝子検査(PCR検査)の結果、H5亜型の遺伝子が確認され、12月27日(火)16時30分、農林水産省により、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定。

3 今後の対応方針

- (1) 県では以下の防疫措置を開始。

ア 発生農場 : 飼養家さんの殺処分、汚染物品等の処理等及び消毒

イ 周辺農場 : 移動制限の実施

移動の制限：鶏等の家さん、病原体を広げるおそれがある物品等を対象とし、当面発生農場を中心とした区域で実施。

移動制限区域(3km以内) 0農場

搬出制限区域(10km以内) 12農場 飼養羽数 約280万羽

ウ 消毒ポイント：県内5カ所(場所は別紙のとおり)。

県内1・2例目の近隣農場での発生のため、現在の消毒ポイントから変更なし。

4 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉, 家きん卵を食べることにより, 人に感染した例は報告されていません。
- (2) 発生農場周辺での取材は, 本病のまん延を引き起こすおそれがあること, 農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから, 厳に慎むよう御協力をお願いします。特に, ヘリコプターやドローンを使用しての取材は, 防疫作業の妨げとなるため, 厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも, 本件に関する情報提供に努めてまいりますので, 生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように, 御協力をお願いします。

消毒ポイントリスト

○消毒ポイントの詳細

令和4年12月27日 16:30現在

	消毒ポイント名	設置場所	消毒方式	運営時間	備考
①	せらにし青少年旅行村	世羅町世羅町黒川527-14	動力噴霧器	24時間	
②	三次市三和支所	三次市三和町上板木38-4	動力噴霧器	24時間	
③	世羅町せらにし支所	世羅郡世羅町小国3393	動力噴霧器	24時間	
④	東広島市福富支所	東広島市福富町久芳1545-1	動力噴霧器	24時間	
⑤	三良坂ICパーキングエリア	三次市三良坂町長田388-1	動力噴霧器	24時間	